

道路特定財源は 地方に欠かせない貴重な財源

道路特定財源は、道路の整備とその安定的な財源の確保のために創設されたものであり、受益者負担の考え方にに基づき、自動車利用者の利用に応じて道路整備のための財源を負担していただいている制度です。

この財源は、道路の新設はもとより、道路舗装のひび割れの補修などの維持補修やトンネル照明などの管理にも充てられており、安全な道路を利用者に提供しています。譲与税（国税として徴収した租税を、地方公共団体に財源として譲与するもの）として地方へも配分されており、道路のための財源として大きな役割りを担っています。

この財源がなくなると、道路整備が大幅に遅れたり、止まったりすることになります。道路財源の安定確保により、町民の皆さまの安心で安全な生活環境が保持されるのです。

道路特定財源の税率は、立ち遅れた道路整備を推進するために、暫定的に高く設定されています。

れています。

この暫定税率が平成20年春に切れることから、延長するかどうかが議論されています。仮に暫定税率が失効すると、本町に交付される額が5,300万円の減となり、大幅な歳入欠陥となります。

町民の皆さんにとっては、税金が少なくなれば大変助かるので歓迎したいところですが。しかし、暫定税率が廃止されると、町は歳入減となります。財政運営を直撃し、教育・福祉といった他の行政サービスの低下を招くなど、深刻な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、地方道路整備臨時交付金にも影響します。この交付金は、道路特定財源の一つである、揮発油税の収入予算額の4分の1を財源としています。この制度は平成19年度までとなっており、制度延長がなされなければ、制度は廃止となり、計画的な道路整備に大きな影響を与えます。

燃料の使用、車両の保有・取得時の道路特定財源諸税



自動車利用者と道路特定財源負担



地方道路整備臨時交付金に関する影響

地方道路整備臨時交付金の事業費は
1億3,400万円 (H 18 年度)

制度延長にならなければ
制度廃止
事業費は**0円**